

水道により供給される水の水質基準の設定に係る食品健康影響評価について
(8月31日付けで食品健康影響評価を依頼した事項)

平成 18 年 9 月 7 日
厚生労働省健康局水道課

1. 厚生労働省におけるこれまでの検討状況

水道法(昭和 32 年法律第 177 号)第 4 条第 2 項の規定に基づき定められる水質基準については、昭和 33 年に制定して以来、逐次改正を行ってきた。前回の平成 15 年の改正からはまだ 3 年あまりが経過したに過ぎないが、清浄な水を供給するためには、最新の科学的知見に従って常に見直しを行う必要がある。

このような考えのもと、厚生労働省では、水質検査の結果等最新の科学的知見を踏まえ、水道水質管理の一層の充実・強化を図るため、水質基準の見直し等を行うことについて、平成 18 年 8 月 4 日に開催された厚生科学審議会生活環境水道部会に報告し、了承を得たことから、今般、食品健康影響評価について食品安全委員会の意見を求めることとし、平成 18 年 8 月 31 日に諮問した。

2. 食品安全委員会へ食品健康影響評価について意見を求める内容

これまで、水道水に関して塩素酸のヒトへの暴露が想定されるのは、基本的に水道水の消毒剤として二酸化塩素が使用された場合とされ、二酸化塩素の使用が進んだ段階において、水質基準の設定等について検討すべきとされていた。

しかし、水道水の消毒剤として広範に使用されている次亜塩素酸を長期間貯蔵すると、その酸化により、塩素酸濃度の上昇が起こることがあり、特に高温下での貯蔵はその上昇が顕著であることが明らかとなった。浄水において、厚生労働省健康局長通知に基づく評価値(0.6mg/L*以下)の 1/10 を超えて検出される事案があり、平成 15 年厚生科学審議会答申(厚科審第 5 号)において示された「水質基準への分類要件」に該当することとなるため、今般、食品安全基本法(平成 15 年法律第 48 号)第 24 条第 1 項第 7 号の規定に基づき、水道法第 4 条第 2 項の規定に基づく水質基準として「塩素酸」を追加することについて、食品安全委員会の意見を求めることとしたものである。

3. 今後の方向

食品安全委員会から答申が得られたら、直ちに意見募集を行い、水質基準に関する省令(平成 15 年厚生労働省令第 101 号)等の改正を行う。

* TDI(30 μ g/kg 体重/日)に占める飲料水の寄与率を 80%とし、体重 50kg のヒトが 1 日 2L 飲むと仮定し算定。